

平成19・20年度
一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出要領
（建設工事）

独立行政法人水資源機構

目 次

第1	独立行政法人水資源機構の業務	1
第2	経営理念	1
第3	機構事務所所在地一覧	2
第4	有資格業者名簿について	3
第5	発注予定情報の公表について	3
1.	建設工事	3
2.	測量・建設コンサルタント等	3
3.	物品製造等	3
第6	入札結果等の公表について	4
1.	公表の対象	4
2.	主な公表の範囲、内容及び時期	4
第7	契約の締結	5
第8	納税証明書	5
1.	徴収する納税証明書の様式について	5
2.	納税証明書の対象	5
3.	有効な納税証明書年月日	5
第9	登録申請の手順	6
1.	登録申請の前に	6
2.	申請書類の提出	6
3.	申請書類の提出方式	6
4.	資格認定の通知	9
5.	申請した事項の変更等の届出	9
6.	外国事業者が申請する場合の提出書類	11
7.	合併等により設立された会社の資格審査	11
8.	参加できる競争契約の範囲	11

第10	申請書類の作成等について	12
1.	資格審査申請上の注意事項	12
2.	作成に当たっての基本的な注意事項	12
3.	工事種別	13
4.	提出書類	14
5.	申請書の記載方法	15
6.	業態調書について	19
7.	営業所一覧表について	21
第11	経常建設共同企業体の申請方法	22
1.	申請に当たっての注意事項	22
2.	提出書類	23
3.	申請書類の提出方式	23
4.	申請書の記載方法	24
5.	工事分割内訳表について(様式3)	26
6.	共同企業体等調書(その1)について(様式4-1)	27
7.	業態調書について(様式5)	27
8.	営業所一覧表について(様式2)	27
9.	経常建設共同企業体協定書について	28
10.	合併計画を明らかにした書面について	28
第12	事業協同組合の申請方法	29
1.	資格審査申請上の注意事項	29
2.	提出書類	29
3.	申請書類の提出方式	29
4.	申請書の記載方法	29
5.	事業協同組合の特例扱いを希望する場合	29
第13	協業組合・企業組合の申請方法	32
1.	提出書類	32
2.	申請書類の提出方式	32
3.	作成に当たっての注意事項	32

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出要領

第1 独立行政法人水資源機構の業務

独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）は、水資源開発水系に指定されている7水系（利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川）において、各水系の水資源開発基本計画（フルプラン）に基づき、利水、治水を目的とするダム、河口堰、湖沼水位調節施設及び用水路などの水資源の開発又は利用のための施設の新築（水の供給量を増大させるものは、水資源機構移行時に着手済みの事業等に限る）又は改築を実施するとともに、完成した施設の管理を実施しています。

機構事業は、水道用水、工業用水、農業用水の確保から、洪水調節、流水の正常な機能（既得用水の確保や水環境の保全など）の維持と増進まで、多岐にわたっています。このため、機構の主務大臣は、役職員や財務会計などの事項については国土交通大臣、各事業についてはその目的に従って厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣となっています。

第2 経営理念

機構の経営理念は次のとおりです。

安全で良質な水を安定して安くお届けする

ライフサイクルコストの観点も含めたコストの縮減、円滑な事業実施のための関係機関との連携、水質を含めた環境の保全に関する配慮、ライフライン確保等の観点からの適切な危機管理、水源地域の保全・活性化等に継続的に取り組むことなど、総合的に優れた水のプロ集団として利水者・国民のニーズに応えていきます。

第3 機構事務所所在地一覧

平成18年1月1日現在

事務所名称	郵便番号	住 所	電 話 番 号	
本 社	330-6008	埼玉県さいたま市中央区新都心 11番地2 ランド・アクシス・タワー内	048-600-6500(代表) 048-600-6534(直通)	
利 根 川 ・ 荒 川 水 系	荒川ダム総合事業所	埼玉県秩父市大字上影森 130-1	0494-23-1431	
	群馬用水総合事業所	群馬県前橋市古市町 386	027-251-4266	
	千葉用水総合事業所	千葉県八千代市村上 3139	047-483-0722	
	思川開発建設所	栃木県宇都宮市駒生町中丸 3368	028-622-8941	
	武蔵水路改築調査所	埼玉県鴻巣市大芦 827	048-549-1851	
	沼田総合管理所	群馬県沼田市上原町 1682	0278-24-5711	
	利根川下流総合管理所	茨城県稲敷市上之島 3112	0299-79-3311	
	利根導水総合管理所	埼玉県行田市大字須加字船川 4369	048-557-1501	
	下久保ダム管理所	埼玉県児玉郡神川町大字矢納 1356-3	0274-52-2746	
	草木ダム管理所	群馬県みどり市東町座間 564-6	0277-97-2131	
霞ヶ浦用水管理所	300-0213	茨城県かすみがうら市牛渡 359	029-898-2212	
中部支社	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-1	052-231-7541	
木 曾 川 ・ 豊 川 水 系	愛知用水総合事業部	470-0151	愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字片平山 25-25	0561-39-5460
	豊川用水総合事業部	440-0801	愛知県豊橋市今橋町 8	0532-54-6501
	徳山ダム建設所	501-0603	岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方 631-1	0585-22-4711
	木曾川用水総合管理所	495-0036	愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東 26-1	0587-97-3710
	岩屋ダム管理所	509-1602	岐阜県下呂市金山町卯野原 6-27	0576-35-2339
	阿木川ダム管理所	509-7202	岐阜県恵那市東野字花無山 2201-79	0573-25-5295
	長良川河口堰管理所	511-1146	三重県桑名市長島町十日外面 136	0594-42-5012
	味噌川ダム管理所	399-6203	長野県木曾郡木祖村大字小木曾 2058-22	0264-36-3111
三重用水管理所	510-1233	三重県三重郡菟野町大字菟野字飛越 7961-2	059-393-2000	
関西支社	540-0005	大阪府大阪市中央区上町A番12号	06-6763-5182	
淀 川 水 系	川上ダム建設所	518-0294	三重県伊賀市阿保 251	0595-52-1661
	丹生ダム建設所	529-0522	滋賀県伊香郡余呉町坂口 819	0749-86-3800
	琵琶湖開発総合管理所	520-0243	滋賀県大津市堅田 2-1-10	077-574-0680
	木津川ダム総合管理所	518-0413	三重県名張市下比奈知 2811-2	0595-64-8961
	一嵐ダム管理所	666-0153	兵庫県川西市一嵐字唐松 4-1	0727-94-6671
日吉ダム管理所	629-0335	京都府南丹市日吉町中神子ヶ谷 68	0771-72-0171	
吉野川局	760-0018	香川県高松市天神前 10-1	087-835-6600	
吉 野 川 水 系	香川用水総合事業所	766-0004	香川県仲多度郡琴平町榎井 891-2	0877-73-4221
	池田総合管理所	778-0040	徳島県三好市池田町西山谷尻 4235-1	0883-72-2050
	旧吉野川河口堰管理所	771-0144	徳島県徳島市川内町榎瀬 841	088-665-1435
筑後川局	830-0032	福岡県久留米市東町 42-21	0942-34-7001	
筑 後 川 水 系	両筑平野用水総合事業所	838-0012	福岡県朝倉市江川 1660-67	0946-25-0113
	大山ダム建設所	877-0201	大分県日田市大山町西大山 482-1	0973-52-3300
	小石原川ダム建設所	838-0068	福岡県朝倉市甘木 1187	0946-22-7000
	筑後川下流総合管理所	830-0071	福岡県久留米市安武町武島 23-1	0942-26-3484
	寺内ダム管理所	838-0029	福岡県朝倉市荷原 1516-6	0946-22-6713
	筑後大堰管理所	830-0071	福岡県久留米市安武町武島 1063-2	0942-26-4551

第4 有資格業者名簿について

機構の発注する工事等の受注を希望する者は、機構が作成する「有資格業者名簿」に登録される必要があります。

この「有資格業者名簿」は建設工事、測量・建設コンサルタント等及び物品製造等の3種類があり、受注を希望する者はあらかじめ「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品製造等）」を機構に提出し、審査の上、希望する工事種別等ごとに総合点数の算定を行い、等級の設定がある工事種別等については、等級を付与し、資格審査会の審査を経て登録されます。この「有資格業者名簿」の有効期限は、認定をした日から平成21年3月31日までとなります。

なお、平成19・20年度に係る「有資格業者索引名簿」は、平成19年4月以降、機構の全事務所及び機構のホームページにて閲覧により公表します。

第5 発注予定情報の公表について

機構は、入札・契約手続きのより一層の透明性・競争性を確保するため、次の内容について発注予定情報を事前に公表しています。

1. 建設工事

- (1) 公表対象 一般競争入札、公募型指名競争入札、予定価格が250万円以上の指名競争入札及び随意契約
- (2) 公表内容 入札及び契約の方法、工事の名称、工事の場所、工事の期間、工事の概要、発注予定時期（随意契約にあつては、契約の締結予定時期）及び工事の種別
- (3) 公表時期 当該年度の予算成立後、7月上旬及び10月上旬並びに1月上旬（7月上旬以降の公表内容については、当該年度の予算成立後に公表した内容に変更を加えたものである。）
- (4) 公表場所 機構の本社並びに当該業務を所掌する支社、局及び当該業務を所掌する事務所及び機構のホームページ

2. 測量・建設コンサルタント等

- (1) 公表対象 公募型プロポーザル（簡易型を含む。）、公募型競争入札（簡易型を含む。）
- (2) 公表内容 入札及び契約の方法、業務の名称、履行期間、業種区分、業務の概要及び入札予定時期
- (3) 公表時期 当該年度の予算成立後及び10月上旬（当該年度の予算成立後に公表した内容に変更を加えたものである。）
- (4) 公表場所 機構の本社並びに当該業務を所掌する支社、局及び当該業務を所掌する事務所及び機構のホームページ

3. 物品製造等

- (1) 公表対象 契約金額が80万SDR（電気通信機器及び電気通信サービスにあつては10万SDR）に相当する邦貨額以上の額になると見込まれる特定調達契約
- (2) 公表内容 調達の方法（購入等、借入）、調達物品名、分類及び数量及び入札公告の予定時期
- (3) 公表時期 当該年度の予算成立後速やかに
- (4) 公表場所 官報

第6 入札結果等の公表について

機構では、入札結果等の内容について閲覧（及び一部ホームページ）により公表しています。

1. 公表の対象

公表の対象は、予定価格が以下の金額を超えないものを除きます。

- (1) 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び物品の製造にあつては、250万円。
- (2) 物品の購入にあつては、160万円。
- (3) 物品の借り入れ（予定賃借料の総額又は年額）にあつては、80万円。
- (4) 役務の提供にあつては、100万円。

2. 主な公表の範囲、内容及び時期

(1) 建設工事

1) 一般競争に付した場合

落札者の決定後に、一般競争参加資格確認申請書及び一般競争参加資格確認資料を提出した業者名、一般競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由、入札者名及び各入札者の各回の入札金額、随意契約によることとした場合の契約の相手方及び契約金額を公表します。また、契約締結後に、予定価格、予定価格の積算内訳、調査基準価格及び契約の内容等を公表します。

2) 指名競争に付した場合

落札者の決定後に、指名業者名及び指名の理由、入札者名及び各入札者の各回の入札金額を公表します。また、契約締結後に、予定価格、予定価格の積算内訳、調査基準価格及び契約の内容等を公表します。

3) 随意契約によることとした場合

契約締結後に、随意契約理由書、予定価格、予定価格の積算内訳、契約の相手方、契約金額及び契約の内容等を公表します。

(2) 測量・建設コンサルタント等

1) 指名競争に付した場合

落札者の決定後に、指名業者名及び指名の理由、公募型・簡易公募型指名競争入札における参加表明書を提出した業者名、指名の有無及び指名されなかった理由、入札者名及び各入札者の各回の入札金額を公表します。また、契約締結後に、予定価格、予定価格の積算内訳、契約の内容等を公表します。

2) プロポーザル方式によることとした場合

特定通知後に、選定業者名及び選定理由、公募型・簡易公募型プロポーザル方式における参加表明書を提出した業者名、選定の有無、選定されなかった理由を公表します。また、契約締結後に、予定価格、予定価格の積算内訳、契約の内容等を公表します。

3) 随意契約によることとした場合

契約締結後に、随意契約理由書、予定価格、予定価格の積算内訳、契約の相手方、契約金額及び契約の内容等を公表します。

(3) 物品製造等

1) 指名競争に付した場合

契約締結後に、入札者名及び各入札者の各回の入札金額を公表します。

2) 随意契約によることとした場合

契約締結後に、随意契約理由書、契約の相手方、契約金額及び契約の内容等を公表します。

第7 契約の締結

契約の相手方が決定した場合には、契約書を取り交わす必要があります。契約書は、契約書の案に当事者が記名押印し、契約の相手方が決定した日の翌日から起算し、7日以内（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始等（8月13日から16日までの日、12月29日から翌年の1月3日までの日）を含まないものとします。）に、これを契約職又は分任契約職（以下「契約職等」という。）に提出しなければなりません。この期間内に契約書の案を提出しないときは、その効力を失います。

なお、契約職等が当事者とともに契約書の案に記名押印したときをもって、契約は確定します。

第8 納税証明書

機構では、平成19・20年度を有効とする競争参加資格審査（建設工事、測量・建設コンサルタント等及び物品製造等）にあつては、添付資料として「納税証明書」の写しを徴取しております。

申請時に「納税証明書」の写しが添付されていない場合には、資格審査申請書類を受理することはできません。

また、インターネット方式（建設工事及び測量・建設コンサルタント等のみ）においても、「納税証明書」の写しが提出されない場合、又は建設工事の申請にあつては電子納税証明書を送信されない場合は、送信された申請用データは受理できなかつたものと見なします。

1. 徴取する納税証明書の様式について

- (1) 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3 未納の税額（申告所得税（個人の場合）、法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書
- (2) 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2 「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書
- (3) 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3 「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書

なお、申請する方が個人にあつては、上記(1)（「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」を各1通）又は(2)（1通）を、法人にあつては、上記(1)（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」を各1通）又は(3)（1通）を添付してください。

2. 納税証明書の対象

- 個人の場合 申告所得税並びに消費税及び地方消費税
- 法人の場合 法人税並びに消費税及び地方消費税

3. 有効な納税証明書年月日

申請書類の提出に際して、証明年月日が申請書類の提出日以前3ヶ月以内の「納税証明書」の写しを添付してください。

第9 登録申請の手順

1. 登録申請の前に

機構の発注する工事を直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けることが義務づけられています。さらに、工事の請負契約を締結することができるのは、経営事項審査を受けた後その経営事項審査の申請の直前の営業年度終了の日（以下「審査基準日」という。）から1年7月の間に限られています。したがって、毎年、機構の発注する工事を直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から1年7月間の「工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、定期的に経営事項審査を受けることが必要になります。

定時受付の場合の経営事項審査は、申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、定時受付の申請書類の提出期間の終了日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とするものでなければならないこととしています。具体的には、平成19・20年度定時受付の場合には申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、平成17年6月30日以降を審査基準日とするものとなります。（平成17年6月30日以降を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書が複数ある場合は、そのうち最新のものでなければなりません。）また、随時受付の場合には、申請する日の直前に受けたものであって、申請をする日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とするものでなければなりません。（申請する日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書が複数ある場合は、そのうち最新のものでなければなりません。）

さらに、

【3(1)のインターネット方式による申請の場合（定時受付のみ）】

建設業者が経営事項審査の審査基準の改正に伴う再審査による場合も含め、平成18年5月1日付けで改正された基準による経営事項審査の総合評定値通知を受けていることが必須要件となります。

【3(2)の郵送方式による申請の場合（定時受付及び随時受付）】

建設業者が経営事項審査の審査基準の改正に伴う再審査による場合も含め、平成18年5月1日付けで改正された基準による経営事項審査の総合評定値通知を受け、これに基づき申請することを基本としますが、改正された基準による経営事項審査の総合評定値通知を受けていない場合に限り、改正前の基準による経営事項審査の総合評定値通知書により申請することができます。ただし、この場合、①から③までのとおり取り扱うこととなりますのでご注意ください。

①改正前の基準による経営事項審査により申請した場合、改正後の基準による経営事項審査により申請した場合に比べ、点数及び等級を設けている工事種別によっては等級が低く付与される場合があること。

②改正前の基準による経営事項審査により申請した場合、申請後に改正後の基準による経営事項審査を受けた場合であっても申請書の差し替えはできないこと。

③改正前の基準による経営事項審査により資格が認定された場合、改正後の基準による経営事項審査を受けた場合であっても再申請はできないこと。

2. 申請書類の提出

登録を希望する者は、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」を所定の様式に従い、提出しなければなりません。

資格審査は、2年に1回定時受付を行います。その後、新たに建設業を開始した者等で機構が発注する建設工事の受注を希望する者に対しては、随時受付を行います。

3. 申請書類の提出方式

(1) インターネット方式（定時受付のみ）

インターネット方式においては、インターネット一元受付に参加している各機関（23機関）に対して、インターネットを利用し、原則として一つのデータで全ての機関に対する申請ができ、申請書を複数作成する必要がありません。

※インターネット方式以外の場合は、各機関毎に申請する必要があります。

【実施機関】

- 国土交通省大臣官房会計課所掌機関（各運輸局、各航空局、気象庁、海上保安庁等）、国土交通省地方整備局等（道路・河川・官庁営繕・公園関係）、国土交通省地方整備局（港湾空港関係）、国土交通省北海道開発局、防衛施設庁、法務省、財務省財務局、文部科学省、厚生労働省、農林水産省大臣官房経理課、経済産業省、環境省、最高裁判所、内閣府沖縄総合事務局、東・中・西日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（国鉄清算事業本部）

1) インターネット方式による申請の対象

インターネット方式による申請は、定時受付のみが対象となります。

また、次のいずれかに該当する場合は、インターネット方式による申請はできません。

- 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合
- 競争参加資格申請の直前に通知を受けた経営事項審査の申請日が平成17年6月30日以降のもので、平成18年5月1日付けで改正されている基準による経営事項審査の総合評定値通知を受けていない場合
- 経常建設共同企業体として申請する場合
- 事業協同組合で特例計算を希望する場合
- 協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合
- 合併会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合を除く。）
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合
- 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合
- グループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合

2) インターネット方式のスケジュール

- ① パスワード申込受付・・・・平成18年11月1日（水）～平成18年11月30日（木）
- ② 入力プログラムのダウンロード・・・・平成18年11月1日（水）～平成19年1月15日（月）
- ③ 申請用データの受付・・・・平成18年12月1日（金）～平成19年1月15日（月）
- ④ 納税証明書の送信・・・・平成18年11月1日（水）～平成19年1月15日（月）

※ システム稼働時間 平日9:00～17:00

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日（金）～1月3日（水））の終日及び平日の17:00～9:00の間は、システムを運休しています。

※ 2)①～④の作業のうち、一つでも期限内に行われな場合は、申請が正常に受理されませんので、ご注意ください。

インターネット方式の詳細については、次のホームページに掲載されています。
また、インターネット方式で申請される場合の不明な点については、下記のヘルプデスクへお問い合わせ願います。

URL <https://www.pqr.mlit.go.jp>

ヘルプデスク	電 話 番 号	06-6942-1155
	納税証明書専用FAX番号	06-6942-1525

※ヘルプデスク受付時間 平成18年11月1日（水）～平成19年1月15日（月）9:00～17:00までの間（ただし土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日（金）～1月3日（水））を除きます。）

(2) 郵送方式（定時受付及び随時受付）

機構では、郵送方式による受付を次のとおり実施します。

※持参方式による受付は行いません。

1) 郵送方式による受付期間

① 定時受付

平成18年12月1日（金）から平成19年1月15日（月）まで

※ 平成18年12月1日から平成19年1月15日までの消印があるものを、定時受付として取り扱います。

※ 料金別納郵便及び料金後納郵便にあつては、平成19年1月15日（月）までに到着したものを定時受付として取り扱います。

② 随時受付

消印が平成19年1月16日（火）以降ものは、随時受付として取り扱います。

2) 送付先

〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2

ランド・アクシス・タワー内

独立行政法人水資源機構 財務部契約課 あて

上記の送付先以外に申請書類を郵送された場合は受付できません。この場合、申請書類を転送又は返送することはありません。（破棄させていただきます。）

なお、必要となる申請書類を一式（「受付受理・不受理」通知用の葉書（必要となる切手を貼ったもの）を含む。）を封入し、封筒の表・左下に「資格審査申請書在中」と朱書きし、書留郵便にて上記送付先へ1部郵送してください。

3) 「受付受理・不受理」通知用の葉書

申請にあつては、「受付受理・不受理」通知用の葉書が必要となります。

葉書の表側に申請者の郵便番号、住所及び名称又は商号を記載し、必要な切手を貼ったうえで申請書類と共に2)の送付先に郵送してください。

「受付受理・不受理」通知用の葉書（表）

郵便はがき

切手
50円

○
○
○
工務店
株式会社
御中

○
○
市
○
町
○
○
○
○

「受付受理・不受理」通知用の葉書（裏）

【建設工事】

競争参加資格申請受理票

貴社から申請のあった競争参加資格審査申請書は、確かに受理しましたので通知します。なお、受付番号は下記の番号となります。

受付番号 _____

競争参加資格申請不受理票

貴社から申請のあった競争参加資格審査申請書は、申請書類に不備、誤記等があったため、受理できませんでした。

整理番号 _____

不受理事由

総合評定値通知書の写し（不足・不備）

一般競争参加資格審査申請書（不足・不備）

工事分割内訳書（不足・不備）

業態調査（不足・不備）

営業所一覧表（不足・不備）

納税証明書その3等の写し（不足・不備）

()

〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-2
独立行政法人水資源機構 財務部契約課
電話 048-600-6534 (直通)

4) 受理等の確認方法

郵送された申請書類の記載内容等に誤記や不備等がない場合には、機構から上記3)の「受付受理・不受理」通知用の葉書に「受付受理」の内容を記載して送付します。また、申請書類に誤記や不備等があった場合には、機構から「受付受理・不受理」通知用の葉書に「受付不受理」の内容を記載して送付します。この場合、郵送された申請書類は機構において破棄します。また、申請書類を郵送後、10日を経過しても「受付受理」又は「受付不受理」の通知用の葉書が到着しない場合には、機構本社財務部契約課までお問い合わせください。(Tel 048-600-6534)

※ 申請書類については、申請者において必ず写しを保管してください。

(3) 随時受付について

定時受付の期間以降は随時受付となります。この場合の申請書類の提出方法は、郵送方式により(2)

2)の送付先へ郵送してください。また、随時受付の場合の競争参加資格の認定は、平成19年5月以降となります。平成19年4月1日付けの認定を希望される方は、申請書類が定時受付の期間内に到着するように郵送してください。

(4) その他

- 1) 提出された申請書類については、一切修正することはできません。ただし、代表者の変更等「5. 申請した事項の変更等の届出」に掲げる事項について変更等があった場合を除きます。
- 2) 機構では、支社・局・事務所単位の登録は行っていません。
- 3) 定時受付に当たっては、「インターネット方式」又は「郵送方式」のどちらかの方法により申請してください。なお、重複する申請があった場合は、「インターネット方式」を優先します。
- 4) 有資格業者としての認定の取り下げについては、何ら申請者の方の自由ですが、有効期間内に認定を取り下げた場合は、その有効期間内は、再度、申請書類を提出することは認められません。ただし、合併、譲渡、会社更生手続開始決定及び民事再生手続開始決定等に伴う資格の再認定による場合を除きます。

4. 資格認定の通知

定時受付の場合には、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の受付後、平成19年3月末までに、機構において競争参加資格の審査を行い、平成19年4月1日から平成21年3月31日を資格の有効期間とする有資格業者として認定します。これらの手続きを経たうえで認定された一般競争（指名競争）参加資格は、「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により各申請者に郵送にて通知します。

随時受付の場合も、定時受付と同様の手続きを経て「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により各申請者に郵送にて通知します。この場合の有効期間は、「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」の通知の日から平成21年3月31日までとなります。

なお、「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」は申請書に記載された本社（店）住所あてに郵送します。

5. 申請した事項の変更等の届出

申請書類の郵送後、次の場合に該当したときは、速やかに「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届」により変更等の届出をしてください。なお、届出先及び届出方法については、3(2)2)の送付先へ郵送してください。(※持参による受付は行いません。)

(1) 申請者又は競争参加資格があると認定された者が次に該当した場合

- 1) 死亡したとき
- 2) 法人が合併により消滅したとき
- 3) 法人が破産により解散したとき
- 4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき
- 5) 廃業したとき（一部廃業も含む。）
- 6) 建設業法第3条の規定による許可の全部又は一部を受けていない者になったとき

(2) 競争参加資格があると認定された者が、次の事項を変更したとき

- 1) 住所
- 2) 商号又は名称（変更後の商号又は名称にはフリガナを付してください。）
- 3) 法人である場合においては代表者の氏名、個人である場合においてはその者の氏名

- 4) 営業所（建設業の許可を有するものに限る。）の所在地、電話番号（FAX番号を含む。）を変更した場合、及び営業所の新設又は廃止
- 5) 建設業の許可又は登録等の状況に変更があった場合
- 6) 経常建設共同企業体の代表会社の代表者名、住所、商号並びに名称及び電話番号（FAX番号を含む。）

※ 1)から6)までの事項に変更が生じた場合において、機構に届け出ないときは、競争参加資格の認定を取り消すことがあります。

(3) 変更の届出事項に係る添付書類

- 1) 法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合
 - ・登記事項証明書の写し
- 2) 個人の住所及び氏名に係る変更の場合
 - ・住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本又は抄本の写し
- 3) 許可・登録等の状況に係る変更の場合
 - ・許可・登録等の証明書の写し
- 4) 営業所の所在地の変更、営業所の新設又は廃止の場合
 - ・営業所の建設業許可工事種別を証明するものの写し（建設業許可関係の変更届出書の写し等）
- 5) 経常建設共同企業体の代表会社の代表者名、住所、商号又は名称に係る変更の場合
 - ・登記事項証明書の写し

上記1)から5)以外の変更の届出事項に係る添付書類は不要です。

※ 添付書類のうち官公署が行った証明書の写しについては、変更届を提出する日から3ヶ月前までのものを有効とします。

変更届様式

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届 (建設工事) 測量等、物品製造等			
平成 年 月 日			
独立行政法人水資源機構 理事長 殿		資格認定通知書の 認定年月日・業者番号	平成 年 月 日 第 号
		住 所 〒	
		商号又は名称	
		代表者氏名	印
下記のとおり変更があったので届出をします。			
記			
1 変更内容			
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
2 変更事項に係る添付書類名			
記載要領			
1 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。			
2 契約中の案件がある場合には、上記2の欄に契約件名を記載してください。			

※ 行政書士等が本書類を作成した場合は、欄外の余白部分に記名押印等をしてください。なお、この場合であっても、代表者の印は必ず押印してください。

※ 変更届は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会として申し合わせた統一様式であっても受け付けま

- す。
- ※ 変更届は、ワープロソフトで作成したものであっても受け付けます。
 - ※ 変更届の様式は、独立行政法人水資源機構のホームページからダウンロードできます。

<http://www.water.go.jp>

6. 外国事業者が申請する場合の提出書類

- (1) 申請者の住所については、本店の所在する国名及び所在地名を記載して下さい。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載してください。
- (2) 提出する申請書類については、日本語で作成してください。
- (3) 申請書類の金額については、基準日における出納官吏事務規程出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載してください。

7. 合併等により設立された会社の資格審査

機構では、建設業における企業連携等の促進を図る為に合併と同等と見なし得る営業の全部譲渡等については、合併等の期日から資格審査申請書を提出する前年の末日までの期間が3年又は5年未満の場合に対して特例措置を実施しています。

※申請書類等については、機構本社財務部契約課（Tel 048-600-6534）まで、お問い合わせください。

8. 参加できる競争契約の範囲

有資格業者として認定された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に係る契約のうち登録された工事の種類に係るものとなります。

第10 申請書類の作成等について

1. 資格審査申請上の注意事項

(1) 申請書類を提出できない方

次の欠格要件に該当する方は、申請書類を提出できません。

なお、建設業法第3条の規定に基づき許可を受けている場合でも、建設業法の建設工事の種類が機構の工事種別（13ページの「3. 工事種別」）に対応していない者や機構の工事種別に対応した建設業法の建設工事の種類について経営事項審査を受けていない者は、その工事種別の登録を希望することはできません。

- 1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 2) 過去2年以内に機構が発注した工事の請負契約において、次の①から⑥までのいずれかに該当すると認められる者
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- 3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 4) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- 5) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者
- 6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない者

(2) 提出に当たっての注意事項

- 1) 申請書類中の重要な事項について、虚偽の記載をしたり、又は重要な事実について記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、認定を取り消されることがあります。
- 2) 申請に際して使用する総合評定値通知書は申請する日の直前に受けたものであって、かつ、1年7月前までの間の決算日を審査基準日とするものを使用してください。また、申請をする日の1年7月前までの決算を審査基準日とする総合評定値通知書が複数ある場合は、そのうち最新のものを使用してください。
また、申請書類の提出後、発注者支援データベースシステムの経営事項審査情報と提出された総合評定値通知書の写しの内容の照合を行います。仮に、データベースの情報と内容が相違するような場合は、申請書類の受理を取り消すか、内容によっては1)の取扱いを行うことがあります。
- 3) 文字は、楷書で明瞭に書いてください。ゴム印を利用できる箇所はゴム印を使用しても差し支えありません。（鉛筆書きは不可）
- 4) 会社更生法・民事再生法に基づく更正・再生手続開始の決定を受けた者は、更正・再生手続開始決定の日を審査基準日とした経営事項審査結果をもって、ヒアリング等の一連の手続きを受けた後、資格審査を受けることが可能となります。

2. 作成に当たっての基本的な注意事項

提出書類の作成に当たっては、各様式に定めがあるものを除き、提出する「総合評定値通知書」の写しの内容（経営事項審査の審査基準日の状況）に基づいて記載してください。なお、「1. (1) 申請書類を提出できない方」に該当する場合は、申請書類を提出できません。

3. 工事種別

機構が発注する工事種別は、次の表のとおりとなります。また、この工事種別を希望するためには、当該工事種別に対応する建設業法の建設工事の種類について、建設業の許可を有しており、かつ経営事項審査を受けている必要があります。

機構における工事の種類	発注工事内容（主な工事の例示）	必要となる建設業法の建設業の種類
土木一式工事	ダム、堰、用水路、道路等の土木工事	土木一式、とび・土工・コンクリート
建築一式工事	ダム、堰、用水路等に係る管理所及び宿舍等の建築工事	建築一式
機械設備工事	ダム水門設備工事、河川用水門設備工事、ポンプ設備工事、ダム施工機械設備工事、ダム管理用機械設備工事	機械器具設置、鋼構造物
電気工事	通信施設、受変電設備を含む電気に関する一切の工事	電気、電気通信、鋼構造物
橋梁上部工事	鋼橋上部工事、PC橋上部工事（木橋工事は含まない）	土木一式、鋼構造物
舗装工事	アスファルト・コンクリート・ブロック舗装工事、路盤築造工事	ほ装
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事	しゅんせつ
グラウト工事	ボーリンググラウト工事	土木一式、とび・土工・コンクリート
法面処理工事	緑化・法枠（モルタル吹付含む）・アンカー工事	土木一式、とび・土工・コンクリート
暖冷房・衛生設備工事	暖冷房・給排水設備工事、衛生・空気調和設備工事	管、熱絶縁、水道施設、消防施設、清掃施設
塗装工事	塗装工事	塗装
その他の工事	造園、流木処理、水路清掃、路面補修作業、除草、除雪、ガードレール・標識等の新設・補修、護岸水制補修、堤防天端補修、ジョイント補修、高欄補修等の工事、路面・側溝・道路付属物・トンネルの清掃作業等の補修、さく井工事その他上記のいずれにも属さない工事	建築一式、大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、防水、内装仕上、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、機械器具設置、造園、さく井、建具

※「必要となる建設業法の建設業の種類」とは、経営事項審査を受けた建設業の種類のことを言います。

4. 提出書類

提出書類は次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式1-1、様式1-2）
- (2) 総合評定値通知書の写し（A4版に縮小したもの）
- (3) 納税証明書の写し
- (4) 営業所一覧表（様式2）
- (5) 工事分割内訳表（様式3）
- (6) 業態調書（様式5）
- (7) 過去の「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」の写し
- (8) 「受付受理・不受理」通知用葉書（表に郵便番号、住所及び名称又は商号を記載し、50円切手を貼ったもの）

※ 申請書類等は、正1部をクリップで綴じて（ファイルに綴じる必要はありません。）提出してください。

※ 上記書類(3)の納税証明書の写しについては5ページ「第8納税証明書」をご覧ください。

※ 上記書類(8)の「受付受理・不受理」通知用葉書には表に返信先（郵便番号、住所及び名称又は商号）を記載し、切手を貼ったうえで他の申請書類とともに書留郵便にて提出してください。（8ページ参照）

※ 次に該当する方は、記載した参照ページもご覧ください。

- | | | |
|------------|-------|------------------------|
| ○経常建設共同企業体 | | 「第11経常建設共同企業体の申請方法」22頁 |
| ○事業協同組合 | | 「第12事業協同組合の申請方法」29頁 |
| ○協業組合、企業組合 | | 「第13協業組合、企業組合の申請方法」32頁 |

5. 申請書の記載方法

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書【様式1-1】

様式1-1	01 1:新規 2:更新	※02 受付番号	※03 業者コード	※申請者の規模	06 適格組合証明 平成 年 月 日 第 号
		04 建設業許可番号			

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

平成 19・20 年度において、貴 機構 で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

独立行政法人水資源機構 理事長 院

07 本社(店)郵便番号

フリガナ

08 本社(店)住所

フリガナ

09 商号又は名称

10 役 職

フリガナ

代表者氏名

11 フリガナ

担当者氏名

12 本社(店)電話番号

13 担当者電話番号

(内線番号)

14 本社(店)FAX番号

15 メールアドレス

16 電子入札用ICカードの登録番号

(17 代理申請時使用欄)

17 申請代理人

申請代理人郵便番号

申請代理人住 所

申請代理人氏 名

申請代理人電話番号

申請代理人FAX番号

18 外 資 状 況

1 外国籍会社 [国名:]	2 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: 100%)	3 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: %)	[国名:] (外資比率: %)
-------------------	------------------------------------	---------------------------------	---------------------

19 営業年数

20 総職員数(人)

※欄については、記載しないこと。(以下同じ)

- (1) 「01 新規・更新」の欄は、機構に初めて申請する方は新規の文字に、過去に機構から競争参加資格の認定を受けたことがある方は更新の文字に「○」印を付してください。
 - (2) 「※02 受付番号」、「※03 業者コード」及び「※05 申請者の規模」の各欄は、記載する必要はありません。
 - (3) 「04 建設業許可番号」欄には、建設業の許可番号（8桁）を総合評定値通知書から転記してください。
 - (4) 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載してください。
- ※ 「07 本社（店）郵便番号」から「15 メールアドレス」までの各欄は、次により左詰めで記載してください。
- (5) 「07 本社（店）郵便番号」欄は、本社（店）所在地の郵便番号を記載してください。
 - (6) フリガナの欄はカタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱ってください。また、都道府県名及び株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナを記載しないでください。
 - (7) 「08 本社（店）住所」欄での丁目、番地は、「-（ハイフン）」により省略して記載し、ビル名等は、記載しないでください。

(例) サイタマシ さいたま市 中央区 新都心 11-2

なお、「2 日本国籍会社（外資比率：100%）」とは 100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

(15) 「19 営業年数」欄には、申請日の直近の総合評定値通知書における営業年数を記載してください。

〔参考〕

建設業法による建設業の許可又は登録を受けた日から審査基準日までの期間の年数（その年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。）を右詰めで記載してください。

なお、営業休止期間があるとき（建設業の許可又は登録を受けずに営業を行っていた場合を含む。）は、その休止期間を控除した期間の年数（その年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。）を記載してください。

また、営業の同一性を失うことなく組織変更を行った場合又は建設業を譲り受けた場合で、変更前又は譲り受け前にすでに建設業の許可又は登録を有していたことがあるときは、当該許可又は登録を受けた時を営業年数の起算点としてください。

(16) 「20 総職員数（人）」欄には、申請日の直近の経営規模等評価申請書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第19条の7第2項に定める別記様式第25号の11をいう。）における総職員数の合計値を記載してください。

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書【様式1-2】

様式 1-2

※受付番号		※業者コード																										
21	① 競争参加資格区分	② 年間平均完成工事高										③ 申請を希望する部局					合計											
		(千円)										01	02	03	04	05		06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	
		01	※土木一式工事																									
		02	建築一式工事																									
		03	※機械設備工事																									
		04	※電気工事																									
		05	※橋梁上部工事																									
		06	舗装工事																									
		07	しゅんせつ工事																									
		08	グラウト工事																									
		09	※法面処理工事																									
		10	暖冷房・衛生設備工事																									
		11	※塗装工事																									
		12	※その他の工事																									
		13																										
		14																										
		15																										
		16																										
17																												
その他																												
合計																												

(注1) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。
(注2) ※印の表示がある工事の競争参加資格を希望する場合は業態調査(様式5)に必要事項を記載すること。

(17) 「21 完成工事高」の各欄については、13ページ「3. 工事種別」を参照し、次の点に注意して記載してください。

なお、希望することができる工種区分は、当該工種区分に対応する建設業法の建設工事の種類について、建設業の許可を有しており、かつ経営事項審査を受けているものに限られます。

1) 「②年間平均完成工事高」欄には、希望する工種区分ごとに年間平均完成工事高を記載してください。

2) 総合評定値通知書の建設工事の種類欄のその他については、「21 完成工事高」のその他に記載

してください。

3) 実績がない工種区分を希望する場合には、「②年間平均完成工事高」欄に「0」を記載してください。

※ 当該希望工事種別において年間平均完成工事高が「0」であっても、当該希望工事種別に対応する建設業法の建設工事の種類について、建設業の許可を有しており、かつ経営事項審査を受けていれば希望することができます。

4) 「その他」の欄は、希望する工種区分以外の工事の年間平均完成工事高を記載してください。

5) 「合計」の欄は、希望する工種区分の年間平均完成工事高及び「その他」の年間平均完成工事高の合計を記載してください。

6) 「総合評定値通知書」に記載されている一つの年間平均完成工事高を、幾つかの登録を希望する工種区分に分割して申請する場合。又は、「総合評定値通知書」に記載されている幾つかの年間平均完成工事高を、登録を希望する一つの工種区分に合算して申請する場合には、「工事分割内訳表」を提出してください。

工事分割内訳表【様式3】

様式3 ※受付番号		※業者コード		工事分割内訳表												(単位:千円)
競争参加資格希望 工種区分		① 土木一式 工事	② 建築一式 工事	③ 機械設備 工事	④ 電気工事	⑤ 松葉上部 工事	⑥ 鋼構工事	⑦ しゅんせつ 工事	⑧ グラウト 工事	⑨ 法面処理 工事	⑩ 暖冷房・衛生 設備工事	⑪ 塗装工事	⑫ その他の 工事	※2合 計		
建設業法上の建設工事																
01 土木一式																
02 建築一式																
03 大工																
04 左官																
05 とび・土工・コンクリート																
06 石																
07 屋根																
08 電気																
09 管																
10 タイル・れんが・ブロック																
11 鋼構造物																
12 鉄筋																
13 仮設																
14 しゅんせつ																
15 板金																
16 ガラス																
17 塗装																
18 防水																
19 内装仕上																
20 機械器具設置																
21 熱絶縁																
22 電気通信																
23 造園																
24 せき井																
25 建具																
26 水道施設																
27 消防施設																
28 清掃施設																
合 計																

記載要領

- 本表は総合評定値通知書に記載されている工事種別ごとの年間平均完成工事高を、当機種の定める「競争参加資格希望工種区分」に分割もしくは合算して申請する場合に作成すること。
- 右側「※2合計」の各合計数値は、経営事項審査における建設工事の種類ごとの年間平均完成工事高と同一であること。
- 「建設業法上の建設工事」の種類別には、経営事項審査において審査を受けた全ての建設工事の種類に対応した年間平均完成工事高を記載し、また「競争参加資格希望工種区分」には、それに該当する全ての「競争参加資格希望工種区分」を記載すること。
- 「*1」の表示がある箇所には、総合評定値通知書に記載されている「プレストレストコンクリート」の値を、「*2」の表示がある箇所には、総合評定値通知書に記載されている「法面処理」の値を、「*3」の表示がある箇所には、総合評定値通知書に記載されている「鋼構上部」の値を記載すること。

工種のうち希望するものに「1」を、また、【24】、【26】及び【27】のうち当該設備を自ら製作するものには「2」を記載してください。(複数選択可)

なお、自ら製作とは、自ら全体を設計の上、主たる部分を製作し、かつ、全体の品質管理・検査を行うことをいいます。

(6) 表-6 (塗装工事)

「21 完成工事高」において、「塗装工事」を希望工種とした場合は 【28】から【32】までの細別工種のうち希望するものに「1」を記載してください。(複数選択可)

(7) 表-7 (その他の工事)

「21 完成工事高」において、「その他の工事」を希望工種とした場合には 【33】から【40】までの細別工種のうち希望するものに「1」を記載してください。(複数選択可)

(8) 「有資格技術職員内訳」は、様式に記載されている資格に該当する者について、それぞれの資格別に人数を記載してください。なお、1人で2以上の資格を有している場合は、それぞれの資格に重複して計上できますが、技術士以外の資格で、1級及び2級の同資格を有している者等は、1級(上位の級)の欄のみに計上してください。

(9) 「監理技術者資格者証所持者数」は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者の人数を記載してください。なお、これに準ずるものとは次の者をいいます。

1) 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者証を有する者。

2) 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受講した者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習事項修了証を有する者。

(10) 「ダム工事総括監理技術者数」については、(財)日本ダム協会にて実施する認定試験に合格した者の人数を記載してください。

第11 経常建設共同企業体の申請方法

1. 申請に当たっての注意事項

経常建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）とは、優良な中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成するものです。

(1) 共同企業体の構成員の条件

共同企業体の構成員の組合せは、次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- 1) 資本金の額もしくは出資の総額が20億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が1500人以下の会社もしくは個人
- 2) 等級区分のある希望工事種別に登録を申請する場合にあっては、同一の等級または直近の等級に認定された有資格業者またはこれと同等と認められる者
- 3) 12ページ「(1)申請書類を提出できない方」に該当しない者

(2) 単体企業と共同企業体の同時登録の禁止

平成19・20年度の定時受付より同一工事種別内での単体企業と当該企業を構成員とする共同企業体との同時登録が出来なくなりました。

ただし、共同企業体として登録を希望する工事種別においては、当該共同企業体の構成員が単体企業としての認定を受けている事が必要となりますので、共同企業体として登録を希望する場合には、(1)の条件を満たしている場合に限り、単体企業としての認定を取り下げる旨を明らかにしたうえで申請することになります。

具体的には、単体企業と当該企業を構成員とする共同企業体を同時に登録する場合は、共同企業体の申請書の余白部分に「経常建設共同企業体として認定を受けた工事種別については、単体企業として認定を受けている当該工事種別についての認定を取り下げるものとします。」と記載するものとします。

また、単体企業として認定を受けた後、共同企業体の申請を行う場合は当該工事種別について、認定を取り下げる旨の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（建設工事）」を添付するものとします。

(3) 加算調整の廃止

平成19・20年度の定時受付より、従来までの客観点数及び主観点数に対しての10%の加算調整が、一部の場合を除き廃止となりました。

具体的には、合併計画を明らかにした書面（次回の定時の競争参加資格の認定日までに合併契約を締結する旨が記載されたもの）を提出した場合に限り、有資格業者として認定を受けた日から平成19・20年度の競争参加資格の有効期限までの間、10%の加算調整を行うこととなりました。

なお、次回の定時の競争参加資格の認定日までに合併契約を締結していない場合には、次回以降の競争参加資格の認定において、加算調整を行わないものとします。

加算調整の適用を受けた共同企業体の構成員が、次回の定時の競争参加資格の認定の時より前に解散した場合等により、組合せを変更し新たな共同企業体を申請した場合には、当該共同企業体に対しては、競争参加資格の認定において、加算調整は行わないものとします。

ただし、2社により構成される共同企業体のうち、1社が倒産した場合等やむを得ないと認められる場合により解散した場合を除きます。

(4) 共同企業体の構成員の数は、原則として3社以内です。

※ 従来（平成17・18年度以前から、構成員を変更することなく継続して結成している場合）から、機構に4社又は5社で認定されている共同企業体のみ、平成19・20年度資格審査においても4社又は5社で申請書類を提出することが可能です。

(5) 共同企業体として登録ができるのは、甲型の共同企業体1つのみです。

(6) 事業協同組合、協業組合及び企業組合は、機構の発注する工事では共同企業体の構成員となることはできません。

(7) 上記(1)から(6)にかかる注意事項の外、12ページ「1. 資格審査申請上の注意事項」についてもご

留意ください。

2. 提出書類

提出書類は次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式1-1、様式1-2）
- (2) 総合評定値通知書の写し（各構成員分をA4版に縮小したもの）
- (3) 納税証明書の写し（各構成員分）
- (4) 営業所一覧表（様式2）
- (5) 工事分割内訳書（様式3）
- (6) 経常建設共同企業体協定書（甲）の写し
- (7) 共同企業体等調書（様式4-1）
- (8) 業態調書（様式5）
- (9) 合併計画を明らかにした書面
- (10) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（建設工事）
- (11) 過去の「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」の写し
- (12) 「受付受理・不受理」通知用葉書（表に郵便番号、住所及び名称又は商号を記載し、50円切手を貼ったもの）

※ 申請書類等は、正し部をクリップで綴じて（ファイルに綴じる必要はありません。）提出してください。

※ 上記書類(3)の納税証明書の写しについては5ページ「第8納税証明書」をご覧ください。

※ 上記書類(9)の合併計画を明らかにした書面（28ページ記載例参照）については、客観点数及び主観点数に対しての10%の加算調整を希望する場合に限り必要になります。

※ 上記書類(10)の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（建設工事）については、単体有資格業者として「認定通知書」を受け取っている方で、後日、経常建設共同企業体の申請を行う場合に限り必要になります。なお、変更届には、経常建設共同企業体として認定を受けようとする工事種別を取り下げる旨を記載してください。

※ 上記書類(12)の「受付受理・不受理」通知用葉書には表に返信先（郵便番号、住所及び名称又は商号）を記載し、切手を貼ったうえで他の申請書類とともに書留郵便にて提出してください。（8ページ参照）

3. 申請書類の提出方式

申請書類の提出方式については6ページ「第9登録申請の手順」をご覧ください。

※ 「インターネット方式」では、経常建設共同企業体として申請書類を提出できません。「郵送方式」で提出してください。

6. 共同企業体等調書（その1）について（様式4-1）

共同企業体等調書（その1）【様式4-1】

様式4-1		※受付番号		※業者コード																			
共同企業体等調書（その1）																							
建設工事の種類	1 級											2 級					その他の					合計	※評点 (Z)
	①	②	③	④	⑤	⑥or計	①	②	③	④	⑤	⑥or計	①	②	③	④	⑤	⑥or計					
01 土木一式																							
02 建築一式																							
03 大工																							
04 左官																							
05 土・工・コンクリート																							
06 石																							
07 屋根																							
08 電気																							
09 管																							
10 タイル・れんが・ブロック																							
11 鋼構造物																							
12 鉄筋																							
13 ぼた																							
14 しゅんせつ																							
15 板金																							
16 ガラス																							
17 塗装																							
18 防水																							
19 内装仕上																							
20 機械器具設置																							
21 熱線線																							
22 電気通信																							
23 造園																							
24 ざく井																							
25 建具																							
26 水道施設																							
27 消防施設																							
28 清掃施設																							
合計																							

年間平均完成工事高(千円)	区分	①	②	③	④	⑤	⑥or計	※数値	※点数	※合計	※評点(X2)
	自己資本額										
	職員数										
	経営状況										
その他の評価項目											

- 「技術職員数」欄には、総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記載されている建設工事の種類別の技術職員数を、1級、2級及びその他の「①」から順にそれぞれ各構成員ごとに転記し、それぞれの合計を「⑥or計」欄に記載してください。なお、代表者は、必ず「①」の欄に記載してください。
- 「年間平均完成工事高」欄には、「21 完成工事高 ②年間平均完成工事高」欄において記載した合計金額を転記してください。
- 「自己資本額」及び「職員数」欄には、総合評定値通知書の「自己資本額及び建設業従事職員数」に記載されている数値を、自己資本額については上段に、職員数については下段にそれぞれ上記(1)と同様の要領により転記してください。
- 「経営状況」欄には、総合評定値通知書の「経営状況」の「評点 (Y)」欄に記載されている点数を上記(1)と同様の要領により転記してください。
- 「その他の評価項目」欄には、総合評定値通知書の「その他の審査項目 (社会性等)」の「評点 (W)」欄に記載されている点数を上記(1)と同様の要領により転記してください。

7. 業態調書について（様式5）

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1-2）の「21 完成工事高」にて、「土木一式工事」、「橋梁上部工事」、「法面処理工事」、「機械設備工事」、「電気工事」、「塗装工事」又は「その他の工事」を希望工種とした場合には、該当する工事の細別工種について記載してください。
 なお、詳細については、19ページ「6. 業態調書について」を参照して記載してください。

8. 営業所一覧表について（様式2）

共同企業体としての連絡先を記載してください。また、各構成員の営業所等を記載する場合は、経営事項審査を受けた建設業許可を有している営業所等を記載してください。

なお、詳細については、21ページ「7. 営業所一覧表について」を参照して記載してください。

9. 経常建設共同企業体協定書について

別添の「経常建設共同企業体協定書（甲）」を参考に作成し、各構成員が押印後、写しを1部提出してください。

経常建設共同企業体（甲）とは、一つの工事について、あらかじめ定めた出資比率に応じて、資金、人員、機械等を拠出して、各構成員が共同施工する方式であり、利益も出資比率に応じて分配されます。また、最小出資比率の割合は、下表のとおりです。

2社の場合	3社の場合	4社の場合	5社の場合
30%	20%	15%	10%

※ 共同企業体の構成員の数は、原則として3社以内となっています。（22ページ参照）

10. 合併計画を明らかにした書面について

客観点数及び主観点数に対しての10%の加算調整を希望する場合は、次回の定時の競争参加資格の認定日までには合併契約を締結する旨が記載された書面で、構成員の会社及び代表者名を記載したものに代表者印を押印した書面（任意様式）を提出してください。

(記載例)

平成 年 月 日

独立行政法人水資源機構 理事長 殿

商号又は名称
代表者の役職 氏 名 印
商号又は名称
代表者の役職 氏 名 印

合併の計画について

下記のとおり合併する計画をしておりますので、お知らせします。

記

- 1 合併の方法
(合併形態、存続及び消滅会社名等を記載)
- 2 合併の目的・理由
- 3 合併の計画
(内容及び合併契約締結予定日等を記載)

第12 事業協同組合の申請方法

1. 資格審査申請上の注意事項

事業協同組合の一般的な資格審査申請上の注意事項は、12ページ「1. 資格審査申請上の注意事項」をご覧ください。

事業協同組合については、受注機会の確保を図るため特例計算が定められています。この特例は、事業協同組合から特例扱いの申し出がある場合に限り適用することになっておりますので、特例扱いを希望される方は、「5. 事業協同組合の特例扱いを希望する場合」をご覧ください。

なお、事業協同組合は、機構の発注する工事では共同企業体の構成員になることはできませんので予めご注意ください。

2. 提出書類

事業協同組合の特例扱いを希望しない場合は、次の提出書類を提出してください。様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式1-1、様式1-2）
- (2) 総合評定値通知書の写し（A4版に縮小したもの）
- (3) 納税証明書の写し
- (4) 営業所一覧表（様式2）
- (5) 工事分割内訳表（様式3）
- (6) 業態調書（様式5）
- (7) 組合員名簿
- (8) 過去の「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」の写し
- (9) 「受付受理・不受理」通知用葉書（表に郵便番号、住所及び名称又は商号を記載し、50円切手を貼ったもの）

※ 申請書類等は、正1部をクリップで綴じて（ファイルに綴じる必要はありません。）提出してください。

※ 上記書類(3)の納税証明書の写しについては5ページ「第8納税証明書」をご覧ください。

※ 上記書類(7)の組合員名簿についての様式の定めはありませんが、組合員の名称又は商号、住所及び電話番号は必ず記載してください。

※ 上記書類(9)の「受付受理・不受理」通知用葉書には表に返信先（郵便番号、住所及び名称又は商号）を記載し、切手を貼ったうえで他の申請書類とともに書留郵便にて提出してください。（8ページ参照）

3. 申請書類の提出方式

申請書類の提出方式については6ページ「第9登録申請の手順」をご覧ください。

4. 申請書の記載方法

申請書の記載方法については、15ページ「5. 申請書の記載方法」を参照してください。なお、記載する内容は事業協同組合自体のものとしてください。

5. 事業協同組合の特例扱いを希望する場合

事業協同組合については、受注機会の確保を図るため特例計算が定められています。この特例は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で建設業法第3条による許可を有しており、かつ経営事項審査を受け、更に中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている場合に限られます。

また、特例扱いは、特例扱いを希望する旨を申し出た希望工事種別についてのみ行います。

なお、インターネット方式で申請された場合は、特例扱いを希望することができませんのでご注意ください。

(1) 審査対象者について

事業協同組合の特例扱いを希望する場合には、事業協同組合自体の経営内容等に加えて、組合員である建設業者のうちから最大10社（審査対象者の数は10社を超えることはできません。）の審査対象者のものも考慮されて審査が行われます。ただし、審査対象者は次の要件を満たしていることが必要です。

- 1) 当該組合の組合員であること。
- 2) 当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人であること。
- 3) 当該希望工種区分に属する工事を施工することについて建設業法第3条の規定による許可を有し、かつ経営事項審査を受けている者であること。
- 4) 12ページ「(1)申請書類を提出できない方」に該当しない者であること

(2) 提出書類について

- 1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式1-1、様式1-2）
- 2) 総合評定値通知書の写し（各審査対象者分をA4版に縮小したもの）
- 3) 納税証明書の写し（各審査対象者分）
- 4) 営業所一覧表（様式2）
- 5) 工事分割内訳表（様式3）
- 6) 共同企業体等調書（様式4-1及び必要があれば様式4-2）
- 7) 業態調書（様式5）
- 8) 官公需適格組合の証明書の写し
- 9) 役員名簿
- 10) 組合員名簿
- 11) 各審査対象者の希望工種毎の完成工事高表
- 12) 過去の「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」の写し
- 13) 「受付受理・不受理」通知用葉書（表に郵便番号、住所及び名称又は商号を記載し、50円切手を貼ったもの）

※ 申請書類等は、正1部をクリップで綴じて（ファイルに綴じる必要はありません。）提出してください。

※ 上記書類3)の納税証明書の写しについては5ページ「第8納税証明書」をご覧ください。

※ 上記書類9)の役員名簿及び10)の組合員名簿については、様式の定めはありません。

※ 上記書類10)の組合員名簿については、組合員の名称又は商号、住所及び電話番号を必ず記載してください。

※ 上記書類13)の「受付受理・不受理」通知用葉書には表に返信先（郵便番号、住所及び名称及び商号）を記載し、切手を貼ったうえで他の申請書類とともに書留郵便にて提出してください。（8ページ参照）

(3) 申請書類の提出方式

申請書類の提出方式については6ページ「第9登録申請の手順」をご覧ください。

※ 事業協同組合の特例扱いを希望する場合は、「インターネット方式」では申請書類を提出することはできません。「郵送方式」により提出してください。

(4) 申請書の記載方法

申請書の記載方法については、次に記載された内容以外の事項については15ページ「5. 申請書の記載方法」を参照してください。なお、15ページ「5. 申請書の記載方法」と異なる箇所については、以下を参考にしてください。

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書【様式1-1】

様式1-1

01 1: 新規 2: 更新	※02 受付番号	※03 業者コード 04 建設業種	※申請者 05 の規模	06 資格組 合証明	平成 年 月 日
-------------------	----------	----------------------	----------------	---------------	----------

特例扱いを希望する場合は、ここへ、特例扱いを希望する旨及び、その希望工事種別を朱書きしてください。

一般競争（指名競争）参加（建設工事）

平成 19・20 年度において、貴 機構 で行われる建設工事に係る競争に参加する。なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

特例計算を希望します。
土木一式工事
建築一式工事

独立行政法人水資源機構 理事長 殿

07 本社(店)郵便番号

フリガナ

08 本社(店)住所

フリガナ

09 商号又は名称

フリガナ

10 役 職

フリガナ

代表者氏名

11 フリガナ

担当者氏名

12 本社(店)電話番号

13 担当者電話番号

(内線番号)

14 本社(店)FAX番号

15 メールアドレス

16 電子入札用カードの登録番号

(17 代理申請時使用欄)

17 申請代理人

申請代理人郵便番号

申請代理人住 所

申請代理人氏 名

申請代理人電話番号

申請代理人FAX番号

18 外資状況

1 外国籍会社 [国名:]	2 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: 100%)	3 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: %)	[国名:] (外資比率: %)
-------------------	------------------------------------	---------------------------------	---------------------

19 営業年数 年

20 総職員数(人)

※欄については、記載しないこと。(以下同じ)

- 1) 一般競争（指名競争）資格審査申請書（様式1-1）の右上の余白に、特例扱いを希望する旨及びその希望工事種別を朱書きしてください。
- 2) 一般競争（指名競争）資格審査申請書（様式1-2）の「21 完成工事高」欄は、事業協同組合及び各審査対象者の年間平均完成工事高を合計した金額を記載してください。
- 3) 共同企業体等調書（様式4-1及び様式4-2）の記載については、27ページ「6. 共同企業体等調書（その1）」について（様式4-1）を参考にしてください。また、審査対象者が6社以上になる場合は、共同企業体等調書（その1）（様式4-1）及び共同企業体等調書（その2）（様式4-2）を使用してください。なお、記載する数値については、事業協同組合及び各審査対象者ごとの総合評定値通知書に記載されている数値を転記してください。
- 4) 業態調書（様式5）の「有資格技術職員内訳」は、事業協同組合及び各資格審査対象者の有資格技術職員の数を合計した人数を記載してください。
- 5) (2)の9)から11)については、任意の様式で差し支えありません。
- 6) (2)11)の様式については次を参考に作成し、提出してください。

(例)

(単位:千円)

審査対象者	希望工種名		合計
	土木一式工事	建築一式工事	
〇〇事業協同組合	200,000	653,000	853,000
(株)◇◇組	350,000	2,000,000	2,350,000
(株)△△△工務店	1,200,000		1,200,000
☆☆建設(有)		300,000	300,000
××興業(株)	23,300	700,000	723,300
合計	1,773,300	3,653,000	5,426,300

※ 希望工種名欄の金額は、総合評定値通知書の年間平均完成工事高を記載してください。

※ 審査対象者は事業協同組合に加えて、組合員である建設業者のうち最大10者までとなります。

第13 協業組合・企業組合の申請方法

協業組合とは、「中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)」に基づき設立され、企業組合とは、「中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)」に基づき設立されたものをいいます。

機構においては、協業組合及び企業組合(以下「協業組合等」という。)にあつては、客観点数及び主観点数についてそれぞれ10%加算することができることとしています。

1. 提出書類

協業組合等の提出書類は、14ページ「4. 提出書類」と同様です。

2. 申請書類の提出方式

申請書類の提出方式は、6ページ「第9登録申請の手順」をご覧ください。

3. 作成に当たっての注意事項

申請書の記載方法については、15ページ「5. 申請書の記載方法」を参照してください。なお、記載する内容は協業組合等自体のものとしてください。

〇〇〇〇經常建設共同企業体協定書（甲）

〇〇〇〇甲型經常JV

〇〇建設株式会社

□□建設株式会社

〇〇〇〇經常建設共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 この共同企業体は、独立行政法人水資源機構の発注に係る建設工事（以下「建設工事」という。）を共同連帯して請け負うことを目的とする。

（名称）

第2条 この共同企業体は、〇〇〇〇經常建設共同企業体（以下「企業体」という。）という。

（事務所の所在地）

第3条 企業体は、事務所を〇〇都・道・府・県〇〇市・町・村〇〇番地に置く。

（成立の時期及び存続期間）

第4条 企業体は、平成 年 月 日に成立し、その存続期間は、共同企業体として認定を受けた有効期間とする。なお、この期間を経過しても企業体に係る建設工事の請負契約を履行した後その解散の日として発注者の承認を得た日までの間は、解散することができない。

2 前項本文の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇都・道・府・県〇〇市・町・村〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇都・道・府・県〇〇市・町・村〇〇番地

□□建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求し受領する権限及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

□□建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、構成員の協議により、時価を参しゃくして評価額を決定するものとする。

(運営委員会)

第9条 企業体は、構成員全員をもって構成する運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の特定の預金口座によって取り引きするものとする。

(決算)

第12条 企業体は、建設工事竣工の都度当該建設工事について決算をするものとする。

(利益金の配当)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条の規定により定められた出資の割合により構成員に利益金を配分するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条の規定により定められた出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利及び義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に関する措置)

第16条 構成員は、企業体が存続する間は、発注者及び他の構成員全員の承認を得なければ、脱退することができない。

- 2 企業体は、脱退した者がある場合においても残存構成員が共同連帯して建設工事を完成するものとする。
- 3 企業体から脱退した者がある場合において、残存構成員の出資の割合は、脱退者が脱退前に有していた出資の割合を各残存構成員が有していた出資の割合に応じて分割し、これをそれぞれ残存構成員が有していた出資の割合に加えて得た割合とする。
- 4 脱退した者の出資金の返還は、決算後に行なうものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した者の出資金からその者が脱退しなかったものとした場合に負担すべきこととなる額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合においても脱退者には、利益金の配当は行なわない。

(構成員の除名)

第16条の2 企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に関する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが建設工事の実施途中において破産し、又は解散した場合には、破産又は解散を脱退とみなして第16条第2項から第5項までの規定を準用する。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 企業体が解散した後においても建設工事にかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責を負う。

(協定書の定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定める。

〇〇建設株式会社及び□□建設株式会社は、上記のとおり〇〇〇〇経常建設共同企業体協定(甲)を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に当事者が記名押印し、各自1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

□□建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

様式 1-1

01	1: 新規	※02 受付番号	※03 業者コード	04 建設業許可番号	※ 申請者 05 の規模	06 適格組 合証明	平成	年	月	日
	2: 更新						第	号		

一 般 競 争 (指 名 競 争) 参 加 資 格 審 査 申 請 書 (建 設 工 事)

平成 19・20 年度において、貴 機構 で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

独立行政法人水資源機構 理事長 殿

07	本社(店)郵便番号	-	
	フリガナ	印	
08	本社(店)住所		
	フリガナ		
09	商号又は名称		
10	役 職		11 フリガナ
	フリガナ		担当者氏名
	代表者氏名		
12	本社(店)電話番号		13 担当者電話番号
			(内線番号)
14	本社(店)FAX番号	15	メールアドレス
16	電子入札用ICカードの登録番号		
(17 代理申請時使用欄)			
17	申請代理人	申請代理人郵便番号	申請代理人電話番号
		申請代理人住 所	申請代理人FAX番号
		申請代理人氏 名	
18	外 資 状 況	1 外国籍会社 [国名:] 2 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: 100%) 3 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: %)	19 営業年数 : : : 年 20 総職員数(人) : : :

※欄については、記載しないこと。(以下同じ)

様式3

※受付番号

※業者コード

工事分割内訳表

(単位:千円)

競争参加資格希望 工種区分 建設業法上の建設工事	① 土木一式 工事	② 建築一式 工事	③ 機械設備 工事	④ 電気工事	⑤ 橋梁上部 工事	⑥ 舗装工事	⑦ しゅんせつ 工事	⑧ グラウト 工事	⑨ 法面処理 工事	⑩ 暖冷房-衛生 設備工事	⑪ 塗装工事	⑫ その他の 工事	※2合 計
01 土木一式					*1								
02 建築一式													
03 大工													
04 左官													
05 とび・土工・コンクリート									*2				
06 石													
07 屋根													
08 電気													
09 管													
10 タイル・れんが・ブロック													
11 鋼構造物					*3								
12 鉄筋													
13 ほ装													
14 しゅんせつ													
15 板金													
16 ガラス													
17 塗装													
18 防水													
19 内装仕上													
20 機械器具設置													
21 熱絶縁													
22 電気通信													
23 造園													
24 さく井													
25 建具													
26 水道施設													
27 消防施設													
28 清掃施設													
合 計													

記載要領

- 1 本表は総合評定値通知書に記載されている工事種別ごとの年間平均完成工事高を、当機構の定める「競争参加資格希望工種区分」に分割もしくは合算して申請する場合に作成すること。
- 2 右側「※2合計」の各合計数値は、経営事項審査における建設工事の種別ごとの年間平均完成工事高と同一であること。
- 3 「建設業法上の建設工事」の種別には、経営事項審査において審査を受けた全ての建設工事の種別に対応した年間平均完成工事高を記載し、また「競争参加資格希望工種区分」には、それに該当する全ての「競争参加資格希望工種区分」を記載すること。
- 4 「*1」の表示がある箇所には、総合評定値通知書に記載されている「プレストレストコンクリート」の値を、「*2」の表示がある箇所には、総合評定値通知書に記載されている「法面処理」の値を、「*3」の表示がある箇所には、総合評定値通知書に記載されている「鋼橋上部」の値を記載すること。

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届 (建設工事) 測量等、物品製造等)

平成 年 月 日

独立行政法人水資源機構 理事長 殿

資格認定通知書の 平成 年 月 日
認定年月日・業者番号 第 号

住 所 〒

商号又は名称

代表者氏名 印

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

2 変更事項に係る添付書類名

記載要領

- 1 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。
- 2 契約中の案件がある場合には、上記2の欄に契約件名を記載してください。

「受付受理・不受理」通知用の葉書(裏面)

※こちらを切り取り、葉書の裏に貼り付けてご利用ください。
(葉書に、印刷、記載等されても構いません。)

(切り取り線)

【建設工事】

競争参加資格申請受理票

貴社から申請のあった競争参加資格審査申請書は、確かに受理しましたので通知します。なお、受付番号は下記の番号となります。

受付番号

競争参加資格申請不受理票

貴社から申請のあった競争参加資格審査申請書は、申請書類に不備、誤記等があったため、受理できませんでした。

整理番号

不受理事由

- 総合評定値通知書の写し (不足・不備)
- 一般競争参加資格審査申請書 (不足・不備)
- 工事分割内訳書 (不足・不備)
- 業態調査 (不足・不備)
- 営業所一覧表 (不足・不備)
- 納税証明書その3等の写し (不足・不備)
- ()

〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2
独立行政法人水資源機構 財務部契約課
電話 048-600-6534 (直通)

(切り取り線)

(切り取り線)

(切り取り線)